

1 号様式

記録者 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂

教育、民生常任委員会記録

招集年月日	令和2年11月24日（火）
招集の場所	議員控室
開会	午後1時25分
出席者	委員長 福田 淑子 副委員長 柳田 政喜 委員 村松 秀雄 委員 吉田 二郎 委員 平吹 俊雄 委員 手島 牧世 委員 藤田 洋一 委員 我妻 薫
欠席者	
職務のため出席した者の職氏名	事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂
協議事項	1) 奨学金による人材確保について
その他	なし
閉会	午後3時04分

2号様式 協議の経過

	開会 午後1時25分
福田委員長	少し早いですけれども、開始したいと思います。コロナウイルスがかなり拡大しているようで大崎市長も雇った、県議会議員も雇ったという報道がありました。私たちも特に気を付けていかなければならないと思いますので、十分に注意したいと思います。 委員全員出席ですので常任委員会は成立をいたしております。 今日の協議は、各施設の法定の人数把握ということで、皆さんおのこの調査をしていただいて、それに基づいて資料を提出していただきました。これについて、皆さんで共通認識を持ちたいと思います。 それから、議会懇談会が終わりました。1班、2班、3班の中からどういった意見が出たのかということについて、皆さんと確認していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、まず始めに各施設の法定人数の把握ということで資料を次長に印刷してもらいましたので、おのこの自分の担当について説明をお願いしたいと思います。 まず始めに、特別養護老人ホームについて、村松委員お願いします。
村松委員	設置基準は資料表の下段のほうです。人員基準としては、医師ですね必要な数なのですが1以上、常勤、非常勤問わないということです。資料裏もあるのですが、事業に必要な専門職を調べたのですが医師については1人以上ということでございます。 介護職員又は看護職員ということでヘルパーさんや看護師さんなんか、入所者の数が3人に対して1人ということで、4～6人は2人ということで、3人に対して1人必要ということです。看護職員につきましては、看護師もしくは准看護師で構わないということです。 3番目につきましては、栄養士又は管理栄養士を1人以上ということでございます。下のほう、機能訓練指導員（理学療法士）ですが1人以上、介護福祉士も1人以上ということでございます。 ただ機能訓練指導員につきましては、種類が裏のほうに書いてありますが、結構あります。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師ということなのですが、理学療法士を必ずということではないですけれども、理学療法士を1人置くということでございます。 また、介護福祉士にしても1人以上置くということです。 4. 介護支援専門員（ケアマネージャー）につきましては、入所者が100人までは1人、それ以上になれば1人増やすということになります。 また、施設長というのは事業に必要な責任者ですが、施設長を置くとなっています。ただ、施設長の場合につきましては資格等については調べていませんでした。

福田委員長	以上ですか。ありがとうございます。もし、質問があれば後でね。次、通所介護の基準について、柳田委員。
柳田副委員長	地域密着型通所介護の人員基準ですね。見てのとおりなのですが、生活相談員が配置として1名以上ということです。 看護職員につきましては、配置として1名以上が必要となっています。介護職員につきましては1名以上必要ということですね。利用定員が15人以下の場合は、サービス提供日ごとに介護職員の勤務延時間をサービス提供時間で割った数が1以上となる配置が必要だということです。わかりづらいですね。利用者が増えていくと配置も増えていくということだと思うんですが、16人以上の場合は、15人を超えた利用者数を5で割った数に1を加えた数以上となる配置が必要だそうです。なんかよくわからないんですが。 続きまして、機能訓練指導員ということですがけれども、先ほど村松委員が言ったとおりいろいろな職種がございます。配置としては1名以上です。 管理者につきましては特に資格要件はありませんが1名以上です。それぞれの職種は業務に支障がない範囲で事業内の他の職務と兼務することができるとなっているとのことです。 以上です。
福田委員長	それでは次にケアハウスについて我妻委員お願いします。
我妻委員	ケアハウス（軽費老人ホームC型）「介護型」の人員基準ですが、生活相談員が100名に1人、1人は常勤者を置かなければならない。 あと介護・看護職員は要介護者3人に1人、要支援者10人に1人、これも1人以上は常勤者を置かなければならない。 看護職員は要介護者30人に1人、31人以上になれば50人ごとに1人ずつ増やさなければなりません。これも常勤者1人以上を置かなければならない。 あとは常勤管理者ですね。配置は必要なのですが同じ敷地内にある事業所と兼務は可能です。 機能訓練指導員これは、さっき村松委員が言ってたようにいろいろな職種があるんですが、これ全部同じだね。（「同じだね」の声あり）このうちの1人だと思うんだよね、それぞれ1人じゃなくて。1人以上なんですけどこれは他の職種とも兼務可ということなので、上にも看護職員の1人以上の常勤が必要となっているけど、ここなんかとの兼務も可能なんだろうということです。あと機能訓練指導員いろんな職種あるけど、これ配置する人によってその施設の特徴を挙げて利用者を勧誘しているのかなというふうに思います。本当は全員配置すればいいんでしょうけど。そんなところですね。 ちなみに町内ではいなほの里だけなのかな。ケアハウスいなほってい

	うのだけ出てるけど南郷の。ほかにケアハウスっていうのは見られませんでした。 以上です。
福田委員長	では次にグループホームですね。平吹委員お願いします。
平吹委員	はい。資料真ん中ごろに人員配置とあるんですが、ここを読み上げたいと思います。 介護従事者、日中は利用者 3 人に対し 1 人。これは常勤です。それから夜はユニットごとに 1 人。ユニットっていうのは利用者のところに書いてあります。 計画作成担当者、ユニットごとに 1 人。最低 1 人は介護支援専門員が就くこと。 管理者、3 年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了したものが常勤専従というふうになっております。 以上です。
福田委員長	次に有料老人ホームについて、吉田委員。
吉田委員	はい。有料老人ホームは老人福祉法第 29 条で規定された施設だそうです。設置する場所の都道府県知事に 6 項目の事項を届け出なければならなくなっています。有料老人ホームは 3 種類に分けられて、「健康型有料老人ホーム」と「住宅型有料老人ホーム」そして「介護付き有料老人ホーム」の 3 つに分類されているそうです。 宿題でした法定で決められた人員配置ですが、介護付き有料老人ホームのみに適用される。住宅型有料老人ホームの場合ですと、サービス提供者はホームのスタッフではなく、外部の訪問介護事業になるので適用にならないということです。 管理者は 100 人以下の場合ですけれども、常勤。それから生活相談員で常勤換算 1.0 人となっており、1 名は常勤にしなければならないということです。 計画作成担当者、通称ケアマネージャー、介護支援専門委員は 1 人以上です。 介護職員は 1 人以上のうち 1 名は常勤、看護師も同じく 1 人以上のうち 1 名は常勤、機能訓練指導員が 1 人以上になっています。 以上です。
福田委員長	それでは次に私なんですけれども、町の奨学資金貸付条例で大学院、大学、高等専門学校で 40,000 円、高等学校で 17,000 円を貸付していますが、教育委員会にお聞きしましたら、3 町合併のときに協議した金額がこの金額だそうです。結果的には旧南郷町が大学 40,000 円、涌谷町が高等学校 17,000 円だったので高い額のところをとったということのようです。 それでは、病院について藤田委員お願いします。

藤田委員	それでは、病院ですが大変難しく理解できなくて、病院の佐藤係長に資料出してもらったんですが説明できなかったくらいです。資料配付したとおりですが、一般病院と特定機能病院と療養病床を有する診療所とあります。 一般病院ですが医師が 16 人に 1 人という意味だと思うんです、歯科医師も同じ、薬剤師は 70 人に対して 1 人、それから看護師及び准看護師は 3 人に対して 1 人ということだと思います。 療養病床は医師が 48 人に対して 1 人、歯科医師は 16 人に対して 1 人、薬剤師は 150 人に対して 1 人、看護師及び准看護師は 4 人に対して 1 人、看護補助者は 4 人に対して 1 人と私は理解しております。栄養士は病床数 100 以上の病院に 1 人、診療放射線技師、事務員その他従業員は適当数、理学療法士、作業療法士も適当数と記載されています。 外来の場合も前段と同じで、医師は 40 対 1、歯科医師については病院の実情に応じて必要と認められる数、専門的なことなのでよくわからないですけれどもそのように記載されています。薬剤師は取扱い処方せんの数となっていますけれども、今院外処方ですけど一般外来はこのような数字になっているようです。看護師及び准看護師も数字のとおりでございます。 特定機能病院ということで、入院は記載のとおりですが、医師は 8 対 1、歯科医師等も 8 対 1、薬剤師は 30 対 1、看護師に対しては 2 人に 1 人と記載してあります。管理栄養士は 1 人でその他は適当数となっています。外来についてもここに記載のとおりですのでお目通し願います。 療養病所を有する診療所これも医師が 1 人、看護師及び准看護師が 4 体 1、補助者も同じでございます。その他は事務員その他を含めた中で適当数というふうに記載されています。 なかなか難しく、説明を聞くにも聞きづらくて、一応このように人員配置標準についてという資料を職員の方にとっていただいたということです。 以上でございます。
福田委員長	それでは次に県職員の給与のあらましについては一番最後にします。次に介護老人保健施設について手島委員お願いします。
手島委員	3 枚目の表のほうで説明したいと思います。 老健の設置基準・人員配置基準のところで、職種、配置基準、定員 100 人あたりの配置人数ということで、医師については常勤 1 人以上。 看護師、准看護師については入所者 3 人に対し、看護師または介護職員が 1 人以上、看護師・介護職員の総数の 7 分の 2 程度、配置人数としては 9 人。 介護職員は入所者 3 人に対し、看護師または介護職員が 1 人の割合、看護師・介護職員の総数の 7 分の 5 程度、配置人数としては 25 人。

	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士いずれか1人以上、配置人数も1人。 支援相談員、1人以上ということでこれも1人になります。 介護支援専門員（ケアマネージャー）は1人以上ということで、これは100人に対して1人を標準とするとありますので1人になります。 栄養士、定員100人以上の場合1人以上、100あたりの配置人数は1人。 薬剤師、実情に応じた適当数300対1を標準とするとありますので0人となっています。 調理員、事務員、その他従業員は実情に応じた適当数ということになっていました。 以上です。
福田委員長	それでは、児童福祉施設、保育所、家庭的保育事業にも関わってくるのですが、皆さん保育所については教育、民生の管轄になっておりますので、予算決算で十分お分かりと思いますのであえて説明いりませんね。（「はい」の声あり） 次に県職員給与のあらましということで、先日宮城県政だよりが配布されてその中から抜粋をいたしました。特に職員の初任給、一般行政職大学卒が189,600円、高校卒が155,700円、警察官が大学卒で217,100円、高校卒で181,300円、小・中学校教員で大学卒211,900円、高等学校教員で大学卒211,900円という、一応基準県職員の給与が基準になっていると思います。民間については調べられなかったのですが、県職員については民間企業の給与との均衡などを考慮したうえで、人事院勧告を踏まえて県議会の審議を経て条例で定めていることになっております。 給与のあらましについては職員の初任給で掴んでいたほうがいいのかと思います。 休憩いたします。
	休憩 午後1時48分 再開 午後2時43分
福田委員長	再開いたします。 授業料が1年間でいくら掛かるのか、ネットで調べてもらいました。、平成26年の文科省の発表ですと、国公立大学は平均で535,800円、私立は864,384円という授業料に1年間でなっています。専門学校についてはちょっと調べられません。 授業料は1年間で500,000円程金額が掛かるということが調査で分かりました。では、今後何を求めていくのかという部分につきましては、まず貸付の増額、返済の一部補助、そして給付という3つの方法があると思います。この3つをどのようにしていったらいいのか、町に提言し

	ていく分についてなのですが、それについて皆さんのご意見をいろいろお伺いしたいと思います。（「すみません委員長休憩お願いします」の声あり） 休憩します。
	休憩 午後 2 時 44 分 再開 午後 2 時 46 分
福田委員長	再開いたします。 専門学校につきましては、調べていただきました、1 年間で 1,070,000 円、入学金も含めると大体 2 年間で 2,300,000 円くらい掛かるということでした。 休憩します。
	休憩 午後 2 時 46 分 再開 午後 2 時 47 分
福田委員長	再開いたします。 先ほど専門学校 1,070,000 円と言いましたけれども、職種によって金額が違うというので柳田副委員長からお願いします。
柳田副委員長	介護福祉関係で大体 2,000,000 円くらいです。先ほど言ったくらいの平均的なところですけども、保育、教育も大体 2,170,000 円になってますので同じくらいです。ただ、高いのが理学療法士、作業療法士になりますと倍以上の 4,600,000 円となっています。臨床検査、診療放射線、臨床工学という形になると、同じように 3,890,000 円、看護師につきましては 2,520,000 円、現在検討している中では以上でございます。
福田委員長	ありがとうございます。医療関係になるとやはり高くなるのかなと思います。 今後私たちが調査を進めていく中で提言するという形、3 つの方法があると思います。1 つは貸付の増額、2 つ目は返済の一部補助、3 つ目が給付というこれを組み合わせていくのか、単独にするのか。先ほども話ししましたけれども、これについてなお皆さんから。職種についてどれぐらいかかるのか分かりました、1 年間に授業料がどれくらい掛かるのかも分かりました。ではその次のステップとしてを皆さんで協議していきたいと思います。 休憩します。
	休憩 午後 2 時 49 分 再開 午後 2 時 55 分
福田委員長	再開いたします。 今後進めるに当たって 3 つの方法があるかと思います。1 つは貸付の増額、それから返済の一部補助、3 つ目は給付型にする。この 3 つの方法についてこの町でどれを採用すればいいのか、1 つずつ皆さんでいろいろ調査をしながら整理していった最終的にどの方法をとるかという

	ことにしていきたいと思います。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり） では、その方法にいたしますので次回までいろいろ調べてきていただければと思います。貸付の増額をしているところもあると思います。石巻市のように返済の一部補助という形をとっているところもあります。それから定住化に結び付けるということで、全額給付にしてその町に住んでもらうという形をとっている自治体もありますので、いろいろ皆さんで調査をしてその資料が手に入れば皆さんで共有したいと思います。 次に２つ目なんですけれども、議会懇談会における町民の意見についてなのですが、参考までにお話をさせていただきますと、まだ合同会議で整理した部分については話がきてないのですが、１班、２班、３班に寄せられた町民の意見です。 まず１つは奨学金の額を見直し、貸付するのではなく給付する内容に見直してほしい。それから奨学金を給付にすべきではないかというのが１班に寄せられた意見です。全部で４つあるんですけれども。奨学金は優秀な人材を確保できるよう検討すべきではないか。それから石巻市のように一部返済の補助をするような良いところを取り入れて進めるべきではないか。というようにいろいろな意見が出されたようでございます。あとは奨学金の給付型とはどのようにしているのか具体的な町の中身を知りたい、など町民の方からは今までの奨学金を見直してほしい、給付にすべきではないかというのが意見として寄せられておりました。町民の意見については皆さん共有してますのでそれでよろしいかと思います。 皆さんからあとなにかありますか。今後の進め方について。 はい、副委員長。
柳田副委員	現在、教育、民生の中でやっているのは奨学金による人材確保ということなんですけど、世間一般では奨学金以外での人材確保という形でも動いているところがあるんですけれども、そういう部分の検討はするんでしょうか。
福田委員長	私たちのテーマは奨学金による人材確保なので、これに特化してします。（「家賃補助とかはしない」の声あり）しません。（「分かりました」の声あり） ほかに皆さんからご意見ありませんか。 休憩します。
	休憩 午後２時５９分 再開 午後３時 ２分
福田委員長	再開いたします。 次回は１２月２２日火曜日午前９時３０分から行いますので、先ほどお話ししましたように、いろいろな資料あればぜひ積極的に提出していた

	できればと思います。 休憩します。
	休憩 午後 3 時 2 分 再開 午後 3 時 3 分
福田委員長	再開いたします。 副委員長挨拶をお願いします。
柳田副委員長	大変お疲れ様でございました。もう大体最後のスパートの時期になりました。大体見えてきたと思いますので次回、皆さんのほうでいろいろ提案していただけることを委員長は待ってるとしますのでよろしく願います。コロナ気をつけて下さい。以上でございます。本日はどうもお疲れ様でした。
	閉会 午後 3 時 4 分

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

教育、民生常任委員会

委員長 _____